

令和7年度 青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰 実施要領

1. 事業の趣旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、または今後実施する先進的で創意工夫等のある取組であって、他の者の模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。但し、申請は1者1事業に限る。

- (1) 社会貢献事業
- (2) 収益性向上事業
- (3) 安全対策事業
- (4) 環境対策事業
- (5) その他(特に本事業の趣旨に合致する事業)

上記(1)～(5)の事業については、既に実施しているもののほか、募集年度中に実施予定のアイデア、企画等でも申請できる。

3. 申請者・申請事業の要件

- (1) 申請者が、申請日前1年間及び申請日以降交付決定までの間に貨物自動車運送事業法及び道路運送法等関係法令の悪質と認められる違反を犯していないこと。
- (2) 申請者が、申請日以降交付決定までの間に全ト協が行う各助成事業に係る要綱の規定により助成金の返還を命じられ、受付又は交付決定が行われない地位にないこと。
- (3) 申請に係る事業が、その実施につき他の助成金等を受けたものでないこと。
- (4) 申請に係る事業が、過去に本顕彰を受けた経営者等による同一の事業またはその事業に改良、改善を加えた事業でないこと。

4. 顕彰金額・総額

金賞(100万円)、銀賞(70万円)、銅賞(50万円)とする。顕彰総額は500万円を限度とし、限度額を超える場合、上位の事業を優先して適用する。

5. 申請受付期間

令和7年7月1日 ～ 令和7年10月31日

6. 申請手続き

都道府県トラック協会あてに顕彰に係る申請書及び添付書類を送付することによる。

7. 顕彰の決定

審査委員会の決議により、顕彰の決定を行う。

顕彰申請者は、審査委員会において対象事業の説明を行うものとする。原則として申請者がオンラインにより審査委員会に参加し説明を行うものとするが、この方法によることが困難な場合であって、審査委員会が適当と認めたときは、他の方法により説明を行うものとする。

審査委員会は、次の観点から各申請内容を評価し、主としてその評価結果に基づき審査を行うことにより、顕彰を決定するものとする。

- (1) 目的の明確性・具体性
- (2) 事業の有効性
- (3) 創意・工夫性
- (4) 他の事業者への普及性

8. 結果の公表

審査結果の通知後速やかに、受賞事業の概要等をホームページ、機関誌等で公表する。青年部会全国大会において授与式を行う。

以上